

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

広域感染症災害救援事業 実施要項

令和2年6月25日制定（令和2年6月25日施行）

令和2年7月10日改正（令和2年7月20日施行）

令和3年3月24日改正（令和3年4月1日施行）

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）が広がる中で、高齢者介護施設・事業所（以下「介護施設等」という。）及びその介護現場の職員が行う感染症の発生や拡大を防止するための取り組みに対して、総合的な支援を行うとともに、感染症の発生した介護施設等において介護現場業務に従事した職員等を支援するために、本事業を実施する。

2. 事業の実施主体

本事業は、公益社団法人全国老人福祉施設協議会（以下「全国老施協」という。）が、都道府県・政令都市の老人福祉施設協議会・デイサービス協議会（以下「都道府県老施協等」という。）との連携により実施する。

3. 事業の内容

(1) 衛生用品・防護用品の配布等

感染症が発生し、衛生用品・防護用品等を緊急に必要とする介護施設等に対して都道府県老施協等が迅速に提供できるよう、全国老施協がそれを調達して都道府県老施協等に対して備蓄用として配布する。

配布する衛生用品・防護用品等については、別表1の定めによるものとする。

(2) 感染者等が発生した介護施設等への見舞金支給

感染症が発生した介護施設等に対して見舞金を支給する。本見舞金の支給対象の始期は、当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者一例目発生日とする。

見舞金の支給基準と支給単価については、別表2の定めによるものとする。なおこの定めは、見舞金の支給総額が年間予算額を大きく超えると見込まれる場合、年度途中であっても見直すことがあり得るものとする。

なお、支給申請書が都道府県老施協等に提出された日が令和2年7月20日以降である場合は、対象を本会会員介護施設等に限るものとする。

(3) 現場支援者派遣元施設への補助金支給

感染症の発生により要員不足となった介護施設等に対して、介護現場職員を応援派遣した介護施設等に対して補助金を支給する。ただし応援派遣が都道府県等または都道府県老施協等が関与する協定、申し合わせ又は調整等によって行われるものであって、応援派遣をする

介護施設等が応援派遣を受ける介護施設と同一法人でない場合に限る。

補助金の支給基準と支給単価については、別表3の定めによるものとする。

本補助金は国又は地方自治体における補助金のように補助対象を明定するものではなく、応援派遣される職員の負担を含む現場支援派遣施設の負担全体に対する支援金としての性質をもつものである。このため支給された補助金の用途については特段の定めはなく、応援派遣される職員に対する特別手当等のほか、当該職員が欠ける間の他の職員や介護施設等の負担に対する充当など、介護施設等の判断に委ねられる。

なおこの定めは、補助金の支給総額が年間予算額を大きく超えると見込まれる場合、年度途中であっても見直すことがあり得るものとする。

(4)感染防止対策関係動画の作成

介護現場の職員が、感染症の発生の予防や拡大の防止、感染症が発生した際の対応方法に係る専門的知識を得ることに資する動画を作成し、その活用を図る。

(5)各種相談窓口の設置

感染症への対応に伴うストレスが蓄積する介護現場職員のために、精神衛生（メンタルヘルス）に関して産業医に電話で相談ができるメンタルヘルスサポート窓口を設置し、その精神的負担軽減と精神衛生の確保を図る。

なおこの窓口設置については、令和2年度介護保険事業費補助金（介護分野における効果的な感染防止等の取組支援事業費）（令和2年度第2次補正予算分）の補助対象事業とされている。

また、感染症への対策に伴う会員の各介護施設等におけるインターネット上の風評被害対策や、メディアからの取材等に関するコミュニケーションを支援するための専門家に電話で相談ができる風評被害等のコミュニケーション対応支援サポート窓口を設置することができるものとする。

4. 衛生用品・防護用品等の配布の手続

(1)当初の配布

衛生用品・防護用品等は、調達に係る予算の確保を前提として、全国老協において調達でき次第、各都道府県老協等に対して配布する。

配布数については、別表1に示す数を1セットとして、調達できた各衛生用品・防護用品等の総数に基づき、各都道府県老協傘下の介護施設等の数や、感染症の感染発生リスクを踏まえて、常任理事会において必要なセット数を決定する。

(2)追加配布の申請

衛生用品・防護用品等の配布後に介護施設等において感染症が発生（陽性判断が確定する前の疑いの段階を含む）したたために、都道府県老協等が当該介護施設等に対して備蓄の一部または全部を提供した場合、都道府県老協等は全国老協に対して追加の配布を申請することができる。

その追加配布申請手続きは、該当する都道府県老協等が追加配布申請書(様式1)を本会に提出することによって行う。本件追加配布は、都道府県老協等のみが申請できる。

(3)追加配布の決定

(2)によって提出された追加配布申請書については、全国老施協の事務局の確認に基づいて、常任理事会において追加配布の可否を決定する。

なお、追加配布は、全国老施協の備蓄がなくかつ追加調達もできない場合や、衛生用品・防護用品等の配布に要する経費総額が年間予算額を大きく超えると見込まれる場合などにおいて、すぐにできない可能性があるものであり、その場合全国老施協はその追加配布の緊急性に応じて、備蓄の使用可能性の低い都道府県老施協等からの提供ができないかどうか調整を図ることとする。

追加配布の状況については理事会に報告する。

(4)追加配布の方法

(3)によって追加配布が決定された衛生用品・防護用品等は、該当する都道府県老施協等へ直接配布する。追加配布ができない場合は、全国老施協から当該都道府県老施協等へその理由を添えて通知する。

5. 見舞金及び補助金の支給の手続

(1)支給の申請

見舞金及び補助金は、支給対象となる施設等が全国老施協に対して行った支給申請に基づいて支給される。その支給申請手続きは、見舞金の場合は支給対象となる介護施設等が感染状況報告書(様式2)を、また補助金の場合は支給申請書(様式3)を、感染症が発生した日から6か月以内に都道府県老施協等に提出し、当該都道府県老施協等がこれを本会に提出することによって行う。

(2)支給の決定

(1)によって提出された申請書については、全国老施協の事務局の確認に基づいて、常任理事会において支給の可否を決定する。

支給決定の状況については理事会に報告する。

(3)支給の方法

(2)によって支給決定された見舞金及び補助金は、全国老施協から支給対象の介護施設等へ直接支給する。不支給となった場合は、全国老施協から当該介護施設等へその理由を添えて通知する。

全国老施協はその支給状況を該当都道府県老施協等に速やかに報告する。

なお、見舞金に関しては、支給申請書が都道府県老施協等に提出された日が令和2年7月20日以降である場合の支給日は年度末をめぐとする。

別表1 衛生用品・防護用品等セット内容(1人分)

用品名	数
防護服	30 枚
ゴーグル	1 個
フェイスシールド	20 個
手袋	300 枚
マスク	
サージカルマスク	25 枚
N95 マスク	5 枚
シューズカバー	30 枚
消毒液	5 L
非接触型体温計	1 本

※消毒液及び非接触型体温計については、別途配送

※消毒液については、500ml（注入済み）詰替え容器も含めて送付

別表2 感染者等が発生した介護施設等への見舞金の額

感染者が発生した介護施設等（会員介護施設等に限る）への見舞金

区分	要件	見舞金額
区分1	1 介護施設等の陽性者（注）5 名以上	1 介護施設等 20 万円
区分2	1 介護施設等の陽性者（注）4 名以下	1 介護施設等 10 万円

（注）陽性者は、今回の感染発生事案における検査により、一度でも陽性反応が出たものとする。

別表3 現場支援者派遣施設への補助金の額

要件	補助額
感染症の発生により要員不足となった介護施設等に対して介護現場職員を応援派遣した介護施設等（実施要領 3(3)に該当する場合に限る）	1 介護施設等 20 万円